平成２４年（フ）第１０４３号
福岡市中央区警固２丁目５番２号
債務者　中武　久志
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０５０号
福岡市東区土井３丁目１番30号
債務者　近藤　裕義
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０６３号
福岡市東区二又瀬11番９―204号
債務者　矢野　　司
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０７０号
福岡市早良区有田団地６番108号
債務者　小川　一美
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０９５号
福岡市中央区福浜１丁目１番13―1213号
債務者　楠本　欣克
1　決定年月日時　平成24年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１１２号
福岡市西区姪の浜５丁目10番21号
債務者　松本　貴治
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１１４号
福岡県筑紫郡那珂川町仲３丁目17番１―915号　東峰マンション那珂川
債務者　濱　　隆憲
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１１７号
福岡市東区大岳２丁目５番14号
債務者　園田　文子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１１９号
福岡市博多区博多駅前４丁目30番22―501号
債務者　上田　義昭
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１２４号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵871番地１サンガーデン須恵Ｃ102号
債務者　菅原　恵子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１２６号
福岡市中央区伊崎１番15号
債務者　城戸　　透
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１３６号
福岡市早良区飯倉６丁目18番22―101号
債務者　小西　昭宣
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１３７号
福岡市早良区四箇田団地11番406号
債務者　山内　茂義
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１４８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田940番地166
債務者　上崎　和宏
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１４９号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田940番地166
債務者　上崎　里美
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１５８号
福岡市中央区輝国２丁目12番12―352号
債務者　福山　美紀
1　決定年月日時　平成24年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１６７号
福岡市早良区次郎丸１丁目８番20号
債務者　村田　克己
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１７７号
福岡市南区若久３丁目13番９―203号
債務者　中村　康彦
1　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部